

1 事業名

所沢市こどもと福祉の未来館条例の一部改正

2 事業の概要

児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第64号 所沢市こどもと福祉の未来館条例の一部を改正する条例

(事業)

第16条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する
こと。

(7) 略

(事業)

第16条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関する
こと。

(7) 略